

# 回覧

## 農地取得の要件(下限面積)の廃止について

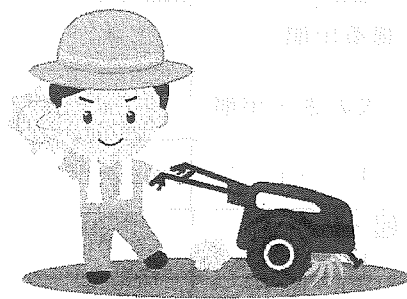
農業経営基盤強化促進法の改正により、農地法の下限面積要件（耕作する農地の合計面積が5,000㎡以上であること）が廃止されました。

これにより、家庭菜園程度の農地や、空き家などとまとめて農地の新規取得が可能となりました。

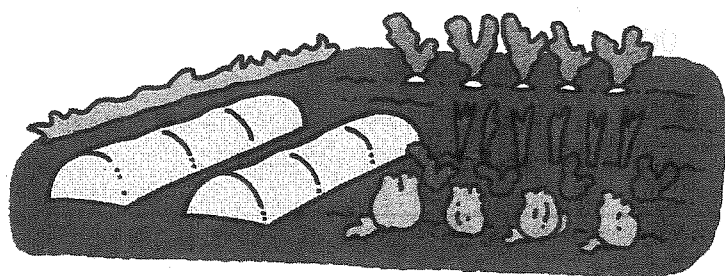
ただし、農地を取得するには、これまでと同様に農業委員会の許可が必要であり、下記の要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。

※ 次のような一定の要件があります

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
- ② 必要な農作業に常時従事すること
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと など



申請前に農業委員会へご相談いただきますようお願いいたします



【お問い合わせ先】

真室川町農業委員会事務局

TEL : 0233-62-2052

FAX : 0233-64-1003

Mail : [norin@mamurogawa.yamagata.jp](mailto:norin@mamurogawa.yamagata.jp)

裏面もご覧ください

# 令和6年度真室川町農作業基準賃金表

(単位：円)

1. 農作業賃金（1日当たり）			
作業名	基準賃金		摘要
一般農作業	8,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実働8時間を基準とする。</li> <li>・労働時間を延長したときは時間割給を支給する。</li> <li>・山形県の最低賃金：900円/1時間</li> </ul>
	1時間	1,000	
オペレーター	1日	1時間	
	9,600	1,200	

2. 機械利用料金				
作業名	単位	基準額（円）	摘要	
耕起	田	10a当り	5,500～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備の耕地については両者の話し合いにより割増しとなります。ぬかるみ等特殊条件についても同様となります。</li> <li>・機械利用料金にはオペレーター分が含まれています。</li> <li>・運搬作業で車両等を利用する場合は両者の話し合いによります。</li> </ul>
	畑	〃	5,500～	
代かき	〃	6,500～		
耕起・代かき	〃	11,500～		
畦畔塗り	1m当り	40		
田植	10a当り	6,000～		
側条田植	〃	7,000～		
耕起・代かき・田植	〃	16,500～		
稲刈（コンバイン）	〃	16,000～		
耕起・代かき 田植・コンバイン刈	〃	31,000～		
育苗	1箱	600	・種籾込み、運搬費別	
乾籾 乾燥 調製 摺	20%以下		1,400	
	20.1%以上23%以下		1,600	
	23.1%以上		1,700	
防除	粒剤	10a当り	700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤は別途</li> <li>・無人ヘリコプター・ドローン散布については別途協議してください。</li> </ul>
	粉剤	〃	800	
	液剤	〃	1,600	

※これを参考に、ほ場条件を考慮し当事者間による十分な話し合いを行って決定してください。  
上記基準賃金は、消費税を含んでおりませんのでご注意ください。

真室川町農業委員会